

# 富山市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

富山市通学路安全対策連絡会議

平成 28 年 12 月 制定

平成 29 年 7 月 改定

## 1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が交通事故に巻き込まれ、死傷する事故が相次いで発生したことにより、国土交通省、警察庁及び文部科学省の3省庁が連携し、通学路の交通安全の確保を目的とした、関係機関による緊急合同点検を実施するよう、各省庁から全国自治体に要請がありました。

本市では、平成24年5月から8月にかけて、各小学校の通学路において道路管理者、警察及び学校関係者等が連携した緊急合同点検を実施し、児童生徒等の安全の確保を図るため必要な対策を講じてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「富山市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう、計画的に通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全対策連絡会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「富山市通学路安全対策連絡会議（以下、「会議」という。）」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

本会議で策定した通学路交通安全プログラムに沿って通学路の安全対策を実施していきます。

区 分	機 関 ・ 団 体 名
国	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所
県	富 山 県 富 山 土 木 セ ン タ ー
	富 山 県 富 山 土 木 セ ン タ ー 立 山 土 木 事 務 所
警察	富 山 県 富 山 中 央 警 察 署
	富 山 県 富 山 南 警 察 署
	富 山 県 富 山 西 警 察 署
学校関係	富 山 市 小 学 校 長 会
	富 山 市 P T A 連 絡 協 議 会
関係団体	富 山 市 自 治 振 興 連 絡 協 議 会
市	富 山 市 教 育 委 員 会
	富 山 市 建 設 部
	富 山 市 民 生 活 部

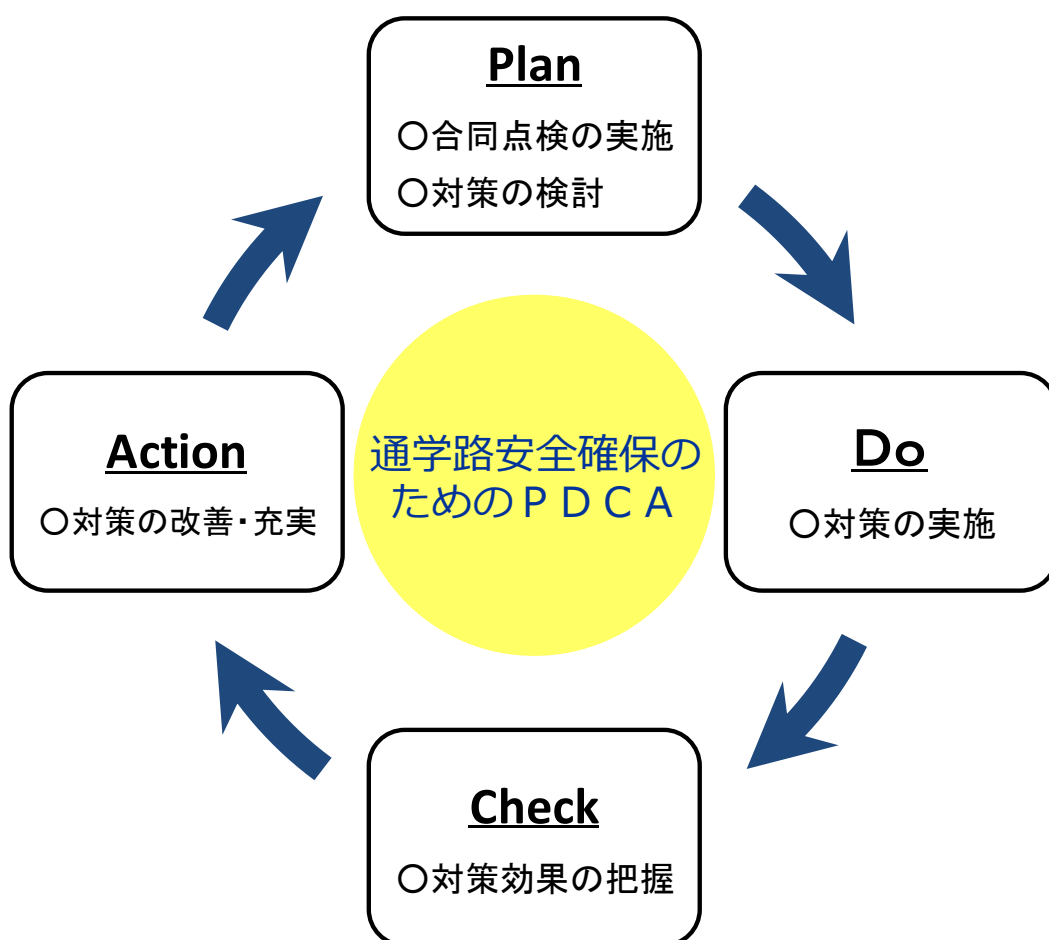
### 3 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

通学路の安全確保には、安全・安心な歩行空間を形成する取組を継続的に進めていくことが重要です。その上で、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、危険箇所については必要な対策を講じ、対策実施後も効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

#### 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検 **—Plan—**

**【合同点検の実施時期等】**

市内の小学校65校の通学路について、各校5年に1度、合同点検を実施します。ただし、危険性や緊急性の高い箇所が報告された場合は、必要に応じて合同点検を行います。

**【合同点検の体制】**

小学校ごとに、道路管理者、警察、学校関係者等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、箇所ごとに、ハード対策およびソフト対策等の具体的な実施メニューを検討します。

(対策例)

- ・ハード対策：歩道の新設や拡幅、防護柵の設置、横断歩道の設置等
- ・ソフト対策：交通規制、交通安全教育、見守り活動、通学路の変更等

(4) 対策の実施 **—Do—**

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、道路管理者、警察、学校関係者間で連携を図り対策を講じます。

(5) 対策効果の把握 **—Check—**

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所については、実施に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全に通学できるようになったと感じているか等を確認するため、小学校への意見聴取を行い、効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実 **—Action—**

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

#### 4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、「危険箇所・対策一覧表」及び「危険箇所対策図」を作成し、公表します。